

平成 2 3 年

第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会

開 会 あ い さ つ

平成 2 3 年 9 月 7 日(水)

おはようございます。

平成 23 年第 3 回東浦町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御参集を賜り、ここに開会の運びとなりましたことを、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この度の台風 1 2 号による豪雨は、紀伊半島を中心として甚大な被害をもたらしました。

被災地のみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

幸い本町では、停電等はあったものの、大きな被害が無かったことをご報告申し上げます。

さて、去る 8 月 7 日の町長選挙におきまして、町民の皆様のご温かい御支援と御支持をいただきまして、町長の職責を担うことになりました。

町民の皆様のご信頼と期待にお応えできるよう、全力を傾注して職責を全うしたいと存じますので、皆様の

一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

先の町長選挙では、私の決意として「東浦リフレッシュ宣言 東浦の幸せな未来のための6つの改革」をマニフェストとして挙げております。

まず、住民参加を新町政の柱にすえて参ります。

地方自治、住民自治の主役は、主権者である住民の皆さんです。

住民の皆さんが、みんなでお金を出し合って、役所をつくり、職員を雇い、行政を運営しているのが基本の姿です。

議会に意思決定権、行政に執行権が委ねられてはいますが、ともすれば間接民主制を意識するあまり、住民不在になりがちです。

本来は、もっと計画段階、意思決定段階から納税者である住民、そして公共サービスの受け手である住民が、自治の当事者として、議会や行政に参加すれば、もっと住民ニーズにかなった愛着のわく公共サービスを運営できるものと信じています。

そのためには、役所の情報を公開し、住民の皆さんが参加できる機会を積極的に設けなければなりません。

具体的には、まちの将来を左右する重大な意思決定に、住民が直接参加できるように「住民投票条例」を制定したいと考えています。

予算の編成過程を公開し、住民の意見と知恵を結集して予算編成を行いたいと思います。

公共施設の新設・改修・運営には、興味・関心のある利用者の意見を反映し、より愛着の持てるものにしたいと考えています。

そして、東浦の自治のあり方を定め、住民、議会、行政の役割を規定する、「自治基本条例」を住民の皆さんと議論しながらつくっていきたいと思います。

特に、若い世代や女性、町外から移住された方など、これまであまり町政に参加してこなかった皆さんの参加にも配慮していきたいと思います。

いざというときに安心できる防災体制を築くうえでも、住民の皆さんの参加と助け合いは欠かせません。

また、子孫にツケを残さない持続可能な財政改革に

については、まずは町長自らが率先して4年の任期終了ごとに支払われる退職金を廃止します。

毎年一定額を節約し、約200億円の借金を少しずつ減らしていきたいと考えています。

「事業仕分け」の手法を用いて既存事業を根本的に見直したいと考えています。

仕分けを通じて職員の意識改革をすすめ、住民・納税者の皆さんに納得のいく説明ができるようにしていきます。

まちの未来を考える上で、子どもたちの将来への配慮は欠かせません。

障がい児を含むすべての子どもに目が届くよう、補助教員や支援員を充実させ、わからないまま放置しない公教育をめざしていきます。

また、世界に通用する思いやりのある自立した個人、科学する、議論する、表現する人材を育成していきたいとします。

子どもが、木登り、穴掘り、水遊びなど自由に遊べる公園づくりや、子どもを地域ぐるみで見守り育てる

しくみづくりをすすめていきたいと考えています。

東浦町に住む人が少しずつ増えています。

身近にまだ自然が残っていることが東浦の魅力になっていると思います。

これからは野放図な開発は避け、成長のコントロールが必要と考えます。

野山を削って宅地開発さえすれば右肩上がりで自動的に人口が増加する時代は終わりました。

まちの魅力をアピールできる都市計画が欠かせません。

町内にたくさんある鉄道駅など公共交通機関を活かすまちづくり、高齢者でも歩いて買い物や生活のできるコンパクトなまちづくりが必要と考えます。

すべての公共サービスを税金のみで、税金で雇った職員のみで完結する時代は終わりました。

公共とはすなわち、みんなで生活を営むことです。

個人でできること、家族でできること、近所でできること、地域でできること、役所でしたほうが良いこと、いろいろあるはずです。

税収やかかるコストから考えて、役所はより小さいほうが良いと思っています。

一方、住民福祉の向上のためには大きな公共が必要です。

公共を、役所のみで支えるのではなく、住民も参加して、知恵も口も手足も、ときにはお金も出し合って、豊かに安心して暮らせるための公共づくりをすすめる必要があります。

当然、住民の皆さんのなかには、さまざまな立場、お考えの方がいらっしゃいます。

ときには納得づくの議論も必要でしょう。

方向さえ一致すれば、それぞれの立場で、それぞれのやり方で、住民の皆さんが能力を発揮できれば、きっとすばらしいまちになると信じています。

町長は、そのための合意形成のリーダーシップ、方向合わせのリーダーシップをとっていきたいと考えています。

これまでの東浦町政の良いところは残しつつ、変えるべきところは、勇気をもって少しずつ着実に改めてまいりたいと存じますので、議員各位をはじめ

住民の皆様の一層の御理解と御支援、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、本定例会で御審議いただきますのは、平成 22 年度東浦町一般会計並びに特別会計の決算認定をはじめ 22 案件であります。

まずはじめに、平成 22 年度東浦町一般会計決算について概要を御説明申し上げます。

平成 22 年度一般会計決算は、歳入総額 139 億 7,034 万円余り、歳出総額 133 億 3,967 万円余り、前年度と比較いたしまして、歳入では 5 億 8,521 万円余り、歳出では 7 億 8,722 万円余りのそれぞれ減額となりました。

収支につきましては、歳入歳出差引額は 6 億 3,067 万円余りとなり、これから翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました実質収支額は、5 億 3,383 万円余りの黒字決算となっております。

この実質収支額のうち、2 分の 1 以上の 2 億 7,000 万円を地方自治法第 233 条の 2 及び東浦町



財政調整基金条例第 2 条の規定により、同基金へ積み立てております。

なお、歳入総額から町債収入を差し引いた金額 128 億 8,624 万円余りと歳出総額から公債費を差し引いた金額 121 億 6,628 万円余りとの差であるプライマリーバランスにつきましては、7 億 1,995 万円余りの黒字となっており、町債の元金償還や利子の支払いに要する費用を除く全ての歳出について税金など町債発行に頼らない収入によって賄われているものであります。

歳入では、前年度に比べ 5 億 8,521 万円余り、4 .0%の減となっており、減収となった主なものは、町税で 1 億 9,439 万円余り、国庫支出金で 2 億 8,217 万円余り、財産収入で 2 億 4,181 万円余りなどであります。

次に歳出では、前年度に比べ総額で 7 億 8,722 万円余り、5 .6%の減であります。

子ども手当の創設、総合子育て支援センターの建設などにより民生費が 10 億 4,256 万円余りの増額であったものの、総務費で 11 億 5,298 万円余り、衛生費で 1 億 134 万円余り、土木費で 2 億 9,438 万円余りの

減額により、差引きで減額となったものであります。

続きまして、特別会計であります。まず、国民健康保険事業特別会計は、歳入総額 42 億 6,831 万円余り、歳出総額 41 億 4,068 万円余りで、差し引き 1 億 2,762 万円余りの黒字決算であります。

土地取得特別会計は、歳入、歳出ともに総額 2 億 767 万円余り、また、老人保健特別会計は、歳入、歳出ともに総額 83 万円余りのいずれも収支均衡の決算となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額 3 億 6,445 万円余り、歳出総額 3 億 6,347 万円余りで、差し引き 97 万円余り、下水道事業特別会計は、歳入総額 26 億 7,708 万円余り、歳出総額 26 億 6,610 万円余りで、差し引き 1,098 万円余り、緒川駅東土地区画整理事業特別会計は、歳入総額 3 億 2,300 万円余り、歳出総額 2 億 8,954 万円余りで、差し引き 3,345 万円余りのいずれも黒字決算であります。

最後に水道事業会計であります。収益的収支では、事業収益 8 億 761 万円余り、事業費用 7 億 8,814 万円

余り、純利益 1,947 万円余りとなりました。

資本的収支では、事業収入 2 億 7,923 万円余り、事業支出 2 億 4,317 万円余りであります。

以上、平成 22 年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計決算の概要を御説明させていただきました。

地方を取り巻く情勢は、ますます厳しいものが想定されますが、今後とも限られた財源を有効に活用し、効率的な行財政運営を目指しつつ、住民の皆様の御要望にこたえるべく努力を重ねてまいりたいと存じます。

次に、平成 23 年度一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 4,237 万円を追加し、予算の総額を 141 億 9,068 万 5 千円とするものであります。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税の決定、県支出金、前年度繰越金の増額などが主なものであります。

歳出では、総務費での各選挙費の精算、民生費での後期高齢者医療療養給付費負担金の確定による増額、

土木費での道路用地先行取得事業費の増額などが主なものであります。

このほかの補正予算は、土地取得特別会計は、一般会計による都市計画道路用地の買戻しに対応するもの、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、緒川駅東土地区画整理事業特別会計は、それぞれ前年度繰越金の増額などを行うものであります。

その他の案件といたしましては、本日追加提案いたします「東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例」の制定のほか、条例の一部改正が3件、「教育委員会委員の選任」、「平成22年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率」に係る報告案件等、合計22件でございます。

議員の皆様には、よろしく御審議を賜りまして、御賛同いただきますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。